

平成17年度加美町第2回定例会会議録(第2号)

平成17年6月22日(水曜日)

出席議員(19名)

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
3番	早坂良平君	4番	一條光君
5番	吉岡博道君	6番	門脇幸悦君
7番	下山孝雄君	8番	沼田雄哉君
9番	工藤清悦君	10番	三浦英典君
11番	佐藤善一君	12番	近藤義次君
13番	佐藤澄男君	14番	福島久義君
15番	尾形勝君	16番	高橋源吉君
17番	一條寛君	19番	猪股信俊君
20番	米澤秋男君		

欠席議員(1名)

18番 星 義之佑 君

欠 員 なし

説明のため出席した者

町	長	星	明 朗 君
助	役	清	野 健 一 君
収	入 役	堀	川 勇 逸 君
総	務 課 長	今	野 正 晴 君
企	画 財 政 課 長	早	坂 仁 君
町	民 課 長	猪	股 雄 一 君
税	務 課 長	古	内 公 雄 君
農	林 課 長	早	坂 宏 也 君
商	工 観 光 課 長	伊	藤 東 君

やくらい高原温泉

保養センター所長	早坂忠幸君
建設課長	板垣政義君
保健福祉課長	柳川文俊君
上下水道課長	二瓶悟君
会計課長	佐藤勇悦君
小野田支所長	小松信一君
宮崎支所長	岩淵浩弥君
総務課長補佐	吉田恵君
教育長	伊藤善一郎君
教育次長	森田善孝君
教育総務課長	竹中直昭君
生涯学習課長	星秀吾君
体育振興課長	三浦又英君
農業委員会会長	兔原伸一君
農業委員会事務局長	川熊忠男君
代表監査委員	引地田路子君
監査委員書記	佐藤鉄郎君

事務局職員出席者

事務局長	澤口信君
主幹兼議事係長	渋谷正彦君
主事	伊藤一衛君
主事	千葉美智子君

議事日程 第2号

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第61号 加美町新庁舎建設検討委員会条例の制定について
- 第3 議案第62号 加美町個人情報保護条例の制定について
- 第4 議案第63号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

る条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 6 4 号 加美町育英資金貸付基金条例等の一部を改正する条例について

第 6 議案第 6 5 号 加美町山村活性化支援センター条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 6 6 号 加美町農林産物直売施設条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 6 7 号 加美町農山村多面的機能活用施設条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 6 8 号 加美町総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例について

第 10 議案第 6 9 号 加美町小野田展示交流施設条例の一部を改正する条例について

第 11 議案第 7 0 号 加美町小野田温泉保養センター等条例の一部を改正する条例について

第 12 議案第 7 1 号 加美町健康増進施設条例の一部を改正する条例について

第 13 議案第 7 2 号 加美町町民体育館条例の一部を改正する条例について

第 14 議案第 7 3 号 加美町町民運動場条例の一部を改正する条例について

第 15 議案第 7 4 号 宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少について

第 16 議案第 7 5 号 平成 17 年度加美町一般会計補正予算 (第 1 号)

第 17 議案第 7 6 号 平成 17 年度加美町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)

第 18 議案第 7 7 号 平成 17 年度加美町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

第 19 議案第 7 8 号 工事請負契約の締結について (中新田地区統合保育所屋外付帯工事)

第 20 議案第 7 9 号 物品購入契約の締結について (小型動力ポンプ付積載車 (新規) 購入)

第 21 議案第 8 0 号 物品購入契約の締結について (小型動力ポンプ付積載車 (更新) 購入)

第 22 議案第 8 1 号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第 23 議案第 8 2 号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

第 24 議案第 3 号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出について

第25 要望第 1号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策
を求める」要請書

第26 議員派遣の件について

第27 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27まで

午前10時00分 開議

議長（米澤秋男君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

18番星 義之佑君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、5番吉岡博道君、6番門脇幸悦君を指名いたします。

日程第2 議案第61号 加美町新庁舎建設検討委員会条例の制定について

議長（米澤秋男君） 日程第2、議案第61号加美町新庁舎建設検討委員会条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） おはようございます。

定例議会、2日目ではありますが、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第61号について説明申し上げます。

議案第61号加美町新庁舎建設検討委員会条例の制定について。本案件は、合併協定項目において、将来の新町の事務所の位置については新町において検討するとし、また新庁舎の建設については、新町建設計画において建設の是非及び位置も含めて検討することとしていたことから、今回委員会条例を制定するもので、委員は20名以内をもって組織し、加美町の新庁舎建設に関する事項について調査及び審議をしていただくものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番。

9番（工藤清悦君） おはようございます。

今、町長から条例の提案理由があったわけですが、勉強不足で申しわけないんですけども、この

条例を読ませていただいたんですけれども、審議会の条例とほとんど内容等が似ているわけなんですけれども、この建設委員会そのものを委員会にしたという、審議会でなくてというような、そういうところの理由をまずお聞きしたいというふうに思います。

また、構成のメンバーの委員に町議会議員のメンバーも入っているわけなんですけれども、以前川村議員から、町長の答弁によって委員会と審議会の差が出てくると思うんですけれども、議員が入ることそのものがないのかどうかというようなところについて、町長にまずお伺いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 今回、新庁舎建設検討委員会という名称にいたしましたものは、いわゆる町長の諮問機関として委員会の設置をしたい。当初要綱なりということでもいいのではないかという部内での議論がございましたけれども、やはりこれは新しい町にとって大変大きな事案でございますので、条例を制定して、そして審議をいただくと、検討いただくということで提案申し上げた「検討委員会条例」という名称で提案をさせていただいたものでございます。

また、審議会あるいは各種委員会につきまして、議員がそのメンバーとなることについてということで、過去にも御意見ありましたように御質問いただきましたけれども、例えば都市計画審議会でありますとか、あるいは下水道委員会なり水道委員会でもそうありますが、ほとんどの委員会で議会の議員が委員としてメンバーに入っているという状況であります。今回もそのような意味から、議会の代表といえますか、議会からも委員を選任申し上げたいということでございます。

その根底にありますものは、いわゆる検討委員会での審議の経過、あるいは審議・検討していただく中で、議員の意見もそこに反映をさせていただくということと、もう一つは審議の経過、必要があれば委員となっている委員さんから議会にもフィードバックをしていただくというようなことも必要ではないかということで、議会からの委員にもお願いをするという条項になったわけでありまして、御理解をいただきたいと思えます。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 検討委員会の立ち上げの経緯、またはこれからの委員会の方向ということをお話しただいたんですけれども、やはり今町長から説明あったように、都市計画審議会とか下水道と、今回の新庁舎の建設検討委員会は性格が違うのかなという思いをしていたものですから、そういう意味では、議員がこの委員会に入ることがいいかどうかというのは疑問に思いました。

町長からの答弁の中で、「議会にフィードバックしていただく」というようなお話もあったんですけれども、かつて加美町の総合計画審議会、このときだったと思いますけれども、以前川村議員が御質問をなさったというふうに私記憶しているんですけれども、総合計画構想、基本構想、そういうものをやはり議会の

方々にも知っていてほしいんだと、それから議会の意見も出してほしいんだというようなことで町長が答弁されたんですけども、実際的には各常任委員会の委員長さんたちが委員としてメンバーに連ねたんですけども、実際的には町長がおっしゃったようなフィードバックなり議会での総合計画審議会への提言、発言というのはなかったわけですね。ですから、そういうふうに町長がお話ししているような機能を議会内部で持ち合わせているのかどうかというようなところも疑問が一つあって御質問させていただきました。

もう一つは、審議会条例と委員会、この委員会条例ということについては今回の委員会条例を参考に比較させていただいたんですけども、審議会では重大な案件については町長に意見を述べるができるというようなことでほとんどの審議会はなっているんですけども、今回の委員会では、審議会と違って「意見を述べるができる」という項目がないわけですけども、そういった中で委員会設置の位置づけ、町長の諮問機関というふうにお話をされていたんですけども、委員会そのものが民意であるというようなとらえ方なのか、または町長の本当の諮問機関というとらえ方なのか。民意ということになれば、議会の方が重さが多いと思いますし、議員が入らないで、議会でもって新庁舎の建設について議論・協議すべきなのかなというふうな思いがありましたのでお聞きをしました。審議会との違い、「意見を述べるができる」という項目がないということでの委員会と審議会の思いをひとつお願いをしたいというふうに思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まず第1問で「特別な」という意味でございますが、私は特別なというか、非常に大事な懸案であるということで条例を制定させていただいたということで御理解いただきたいというふうに思います。

それから、条例を見ていただきますとわかりますが、第2条で「委員会は町長の諮問に応じ新庁舎建設に関する事項について調査及び審議する」ということでありますから、私が昨日、13番議員の一般質問にもお答えしましたその諮問の内容はどうかというところでお答えしたとおりでございます、そのことについて調査・審議をいただくということでございます。その中で、町長に意見なり資料の提供というものを当然考えられるわけでありまして、その都度担当事務局からしかるべき資料を提案をし、またそれによって調査・審議をしていただくということになるかと思えます。

「意見を述べるができる」ということでありますが、その都度そういう状況になれば、当然意見を述べるということもあるかと思えます。

ただ、少し誤解をお招きかもしれませんが、いわゆるフィードバックということが適当であったかどうかというのは、発言の内容をどう受けとめられるかでありまして、しかし私は、検討委員会の審議の内容が、議会の議員が入っていないことによって、どのような審議内容で進んでいるかということが全く情報が伝わ

らないということは、これまたいかなものかという思いがいたしまして、例えば各種委員会でもそうでありまして、地域審議会にもいろいろな御意見がありましたけれども、議員さんが入っておられましたし、2期目の審議会にもお願いをするということにいたしましたし、それぞれの委員会で、私の常識的な考えからいきますと、むしろ入らない方が特異なケースではないのかなということ、今回は大変大事なことでありますから、議員のうちから何名か入っていただくということで条例に明記をさせていただいたということでございます。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 情報が伝わらないということでありまして、秘密会でも何でもなくて、情報をきっちりいただけるというふうに思うんですけども、それをとらえて議会側としても検討委員会の中で議論されている、協議されていることに対して、町長同様耳を傾けなければいけないというふうに思っているんですけども、町長が言うそういう審議会、検討委員会に議員が入っていないことが特異なというようなお話だったんですけども、そうではないんじゃないかというふうに私は思っているんですけども、というのは、やはり先ほど申し上げましたように審議会または委員会については町長の諮問機関であるということで、町長がこれからの関係する事項について、皆さんの意見を伺うということでの審議会・委員会だというふうに思っていますので、議員がその場に参加するという、メンバーになる、構成委員になるということとは、議会とはまた趣が違うんじゃないかなというふうな思いがいたしましたので、御質問させていただきました。

ただ、以前にお聞きしたことがあるんですけども、結構遠田郡、あっちの方の議会、町あたりでは議員がそういう審議会または委員会に入らない方が多いんだというような形で審議会が構成されているようですので、かつて旧小野田町でもそういう委員会・審議会に入っていなかったということもお聞きしているものですから、その辺は町長の思いとは違うんだろうというふうに思いますけれども、今後、こういう委員会・審議会を立ち上げるケースがあったときに、これからもそういう議員の方々を構成メンバーとして入れていくおつもりなのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） そのケース、ケースによって違うと思いますが、これまで旧中新田町の例を見ますと、数十年以来、それぞれの委員会に議会を代表するといえますが、議会から推薦をいただいた委員が入ってきたわけでありまして、このことについてそういう御質問をいただくこと自体が、私には、慣例としてという意味合いは少し当たらないかもしれませんが、意外だなという思いを今抱いているところでございます。

このような委員会ができるかどうかというのは、その時点、時点での判断になると思いますが、これからのことだと思っておりますが、当然のことながら委員会から答申をいただいたことについて、通常の形ですと町長は最大限の尊重をして、そして議会に最終的にお諮りをするということになるわけでありまして、こ

れまで同様の提案の方法なり、これは最終的には役場の位置を定める条例というのが、いわゆる事務所の位置を定める条例というのが地方自治法第4条に明記されているわけでありますから、それにありますが、しかしその前に建設ということがありますから、建設をするためには位置を定めなければならないのでありますが、しかし建設着工するときに新しい新庁舎の位置を定めるという提案はできないんですね。現在、新庁舎本所の位置が条例上、決まっているわけでありますから、ですからある特定の時期に、予算のめどがついた時点で提案をするという解釈があるようではありますが、それは先々のことではありますが、最終的には議会の判断を仰ぐということになりますので、そういう意味からいわゆる最終決定権、議決権を持っている議会の議員が入ることがいかなものかということに意見が集約されて、御質問の趣旨だと思っておりますが、これまでの状況としては、先ほど申し上げましたように、慣例として議会からも委員として入っていただくということで提案申し上げたということであります。

議長（米澤秋男君） 13番。

13番（佐藤澄男君） きのう一般質問の中で概略をお伺いしておったところでございますが、ここに条例案が出てまいりましたものですから、再度御質問させていただきたいと思うのであります。

審議会であれ委員会であれ、諮問というようなことにほとんどなるんだろうというふうに思うんですが、町長、冒頭におっしゃいましたけれども、大変大きな事案であるので、この委員会の条例を条例としてつくって進めていくんだと。その趣旨はわからないわけではないわけですが、私もやっぱりこの構成をどうするかということで、この案を配付いただいたときから疑問に思っておったんです。先ほど地域審議会の例を引きましたけれども、地域審議会、学識経験者の中に議員を含めてそれに参画をさせて意見を出していただくというようなことにしておったというふうに記憶をしておるんですが、ここで、町議会議員がここに構成メンバーになるということ、これは議会を代表するということになるのか、議会の議員の身分で、個人の資格で参画をするのかということで非常に大きな違いが出てくると思うんですね。そうしますと、議会を代表する、要するに町長がおっしゃる雰囲気、その審議の経過を踏まえていただいて、議会にもフィードバックをして議論をしていただくというようなことになるんだろうと思うんですけども、果たしてこの選考の過程において、議会側としてのそういうバックボーンのもとに派遣をされる、そういう仕組みにするかどうかの問題も、これは我々議会側の判断というふうになると思います。そういったことを考えますと、なかなか議員が委員という身分でこの案どおりにここに構成メンバーに入ること自体、私ちょっと疑問に感じるわけですね。

したがって、議会は議会で別な機関を設けてこのことについての、まさにこれは合併以前からの非常に最大の懸案というふうに考えてもよろしいんだろうというふうに思うんですよ。ですから町民の関心というのも非常に高いものがある。その中で、執行部としてはこういう委員会を持って町民の意見を集約すると

いう形をとられる。我々議会としては議会そのもの、議会本分の立場としてのこういう調査検討する機関を設ける、こういった姿が、その中でいろいろな案件が出てきた場合の判断材料にするというのが本来の議会制民主主義の建前じゃないんだらうかというふうに私は感じるわけです。したがって、ここに載っている構成メンバーの中の町議会議員という項目、これにどうも引っかかるわけです。この件について、今の私の意見について町長の考えをお伺いしておきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まず、この委員会に議会のどなたかが参画をした場合に、個人なのか代表なのかという。これは解釈としては非常に難しいと思います。いわゆる議会の議員として参画をするわけでありますから、代表であり個人であるという両面を備えているのではないかと。まるきり個人であるという言い方はできないと思いますね。町議会議員何のだれだれさんということでありますし、条例にも「議員として」とありますから。しかし発言をしていただく内容は、必ずしも議会を代表したものとして責任を問われるというものではないかと思えますけれども、しかしこの委員会に参画しようが、あるいは参画をしていなかろうが、議員各位の個人個人の責任というものは当然あるわけでありますから、そして、ともにこの条項にあります公共的団体の役員または職員という方についても、同等の発言の内容についての責任があるわけでありますから、それは同じなのかなというふうに考えます。

それから、議会としての何らかの組織ということについては、これは議会の皆さんが判断することでありますから、皆さんでそれは判断をしていただきたい。私が心配をするのは取り越し苦労かもしれませんが、この検討委員会は、仮に議員が入ってなくて審議が進んでいった、特別委員会的なもので議会在議会で検討していった、そのときにどうなるんだらうという。まるで違う結論が出た場合に、一体この検討委員会の答申を受けて、私が議会に提案をしたものとまるで正反対のものになったときに、議会の議員の皆さんはどう判断をするのか、これは大変なことだと思えますね。この検討委員会の中には町民の代表も入っていただいております。検討委員会の中で、町長に中間で、これはそれぞれの地区の皆さんに経過の報告をなさうというようなこととか、説明をなさうということがあれば、私はそういう経過の報告なり意見を聞く場をあるいは必要として、聞く場を設けなければならない、そういうことにもなるかと思えますが、そういう意味で私は「フィードバック」という言葉を使わせていただいたのでありますが、両輪ようになって議会の中の意見も集約をしていただきながら、委員会の中にも意見をいただくということで答申をいただければ非常にいい形になるのではないかと。これは私の考えではありますが、そういう思いでこの条例を提案させていただいたということでございます。

議長（米澤秋男君） 13番。

13番（佐藤澄男君） 先々の御心配が先に立っておられるようであります。旧小野田町時代は、例えば菓業の

施設群を整備する、あるいは文化センターを建設する、こういう町長の提案に基づいてそれぞれの検討する機関があったんです。それには一切議会議員は参画をしておりませんでした。そして議会は議会として調査特別委員会をつくって、議会は議会なりの勉強をさせていただいて、視察もさせていただいて、それに対応してまいりました。

いろいろ議論がかみ合わないというか、町長がその委員会を構成するものからいただいて出してきたものと、我々の議会が出してきたものが必ずしも一致しない面も多かったように記憶をしていますけれども、そこは最終的には議会が町長とのやりとりの中で、いろいろな議論を重ねた上での結論を得てきたと、こういうことでございまして、これは最初からそういう摩擦があるからと心配するから、議員も入っていた方がいいという議論にはならないというふうに私は思っております。

そんな中で、この中でどうしてもこういう形で町議会議員を入れるということになれば、これは我々議会としての要するに代表選手になるわけですから、どなたを出してやるかというようなことになってしまうわけでありまして、その前に町議会議員というのはあるわけでありましてけれども、逆に議会自体として考えれば、一つの踏み込んでいくことによってかえって自縄自縛になりはしないかというような思いを持つものですから、私は質問しているわけでありまして、そういうことで、この構成のこのとおりに町長はしたいということであれば、私たちは議会として、しからはどういう形で代表を送ってやるかというようなことまであるいは議長の判断になるんだらうというふうに思いますけれども、そういう思いでこの委員会の構成を考えざるを得ないなというふうに思っているところです。そういう意味で、この構成についてはこのままでどうしても通そうというお考えなのかどうかお伺いをしたいわけです。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 考え方がいろいろあるかと思いますし、当然のことながら、御意見にありましたように最終的な判断は議会の議決によるわけでありまして。仮に取り越し、先々の心配をという、まさにそのような心配を私は申し上げたわけでありまして、まず検討委員会は、建設については是非かということから始まっていただくということでありましてね。仮に今、是ということになって進んだ場合に、議会は非となったときには、議論がもう最初からかみ合わないわけですから、それで門前払いみたいなものではありますが、しかし町長が答申を受けて議会に提案する、諮るということでありまして、当然のことながら例えば規模の問題でありますとか位置の問題、あるいは建設年度の問題については、その都度協議会なりなんなりをお願いして、中間の報告という形ではできるとは思いますけれども、それはその検討委員会の独立性からいって、途中で異論を挟むというようなことになると、これもまたおかしな状況になるわけでありまして、独立性を尊重しながら諮問を待つということになると思いますので、私はこの条例を提案申し上げたわけでありまして、このことについて御審議をいただきたいと思うところでございます。

議長（米澤秋男君） 13番。

13番（佐藤澄男君） それでは、スケジュール的なことでちょっとお伺いをしたいんです。きのうの答弁があったわけですが、大体、今年度中にこの検討委員会のめどをつけて、できれば基本設計にも入りたいというようなこと。そういたしますと、スケジュール的にいきますと大体今年度中、秋口、10月、11月ころまではこの結論を得なければならぬということになると思うんですね。今6月ですから、7月に委員を任命する、委嘱をして、実際の検討するその期間というのが、果たしてタイムリミットの町長がきのうおっしゃったとおりのスケジュールでいくのかどうかという疑問が一つあったものですから、再度お尋ねをしたいというふうに思います。

また、この構成メンバーの町議会議員の下に、3番目として公共的団体の役員または職員と、こういうふうにあるわけですがけれども、ほかのいろいろな委員会もそういうメンバーで、これも慣例で余り感じないのかもしれませんがけれども、庁舎の検討する場合における公共的団体の役員または職員というのは必要なのかどうかというような疑問。

それから、役員または職員というふうに、または職員というようなことでの、普通は公共団体を代表するものというのが普通だと思うんですけども、役員または職員としてあえてここに示しておくその根拠というか、想定されているものは何かということについてお伺いしておきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まず二つ御質問いただいたと思います。いわゆる時間の問題でございますが、今年度中と申し上げたのは、私の希望を申し上げたものでありまして、まだ組織ができ上がっていない段階から何月何日まで答申をもらいたいということは当然無理な話でありますから、ただ、14番議員の御質問にもあったように、非常にもう3年目に入っていると、やはり急ぐべきだという御意見などもいただきましたので、できれば今年度中に基本設計なり基本構想なりに入れればなということで申し上げたわけでありまして、審議の過程で当然延びることも予想の中に入れなければならないと思ってございます。

それから、第3条の公共的団体の役員または職員ですね、これはまず区長会、区長さん方を想定をいたしております。それから商工会とか農協とか、あるいは婦人会と、女性の参画もいただくということで、一応そこからの代表として御推薦をいただくことの想定をいたしてございます。

また、これは御議決をいただければ、町議会議員ということでは、当然議長に相談をして御推薦をいただくということになるかと思います。以上であります。

議長（米澤秋男君） 12番。

12番（近藤義次君） 今いろいろお話が出ているわけでありまして、町長、あなたの希望として今年度中に設計をして、そういう状態をやりたいということであれば、何も審議会などつくらなくて、今までの小野田町長

のように議会にばんと出して、こういうのをやるというのを予算で出してやっても私は結構だと思うんですよ。町長は優しいから、みんなに相談してということになるでしょうけれども、かつてこういうことがありました、本間町長の時代に。し尿処理場をつくるときに、本間町長は自分で随意契約を鹿島として、町会議員「何だ、町長おかしいんでないか」って。「町会議員に余計なことを言われることない」と。「そんなこと言うなら否決しろ」と言ってみんなで否決して、3カ月でぶん投げたことがあるんですがね、要するに鳴かぬなら鳴かせてみせる町長と、鳴かぬなら鳴くまで待とう町長と、二色あるわけだ。だからそのやり方によって、町長は何も自分がこういうような希望で、こうして設計をして、来年建てたいんだというのであれば、そのとおり議会に出して、最終的な決定は議会なんですから、町村合併だって、色麻で何ぼ騒いだって、議員が否決してできなかったわけですから、そのように余り民主的にやるのが、いろいろな町長たちを見ても、その議員、議員、入らない方がいいとか入った方がいいと言うけれども、議員はあらゆるものに入って勉強しなければだめだと私は思います。わけわからないで、片方にばかり行っていたんではわかんねから、委員会に入ることによって勉強になるわけですから、いろいろな福祉やって、福祉ばかり知ったってわからない、農業の委員会にもたまに入って勉強すると。あるいは総務に入って勉強するとかというような、逃げているような状態ではだめだ。我々が入っていった勉強するような状態でない、町民の福祉の向上には私はつながらないと思うんですね。だから、そういう意味において、町長、遠慮することないから、最初から議会にばんと出して、来年つくりたいんだったら、来年つくりたいようにやった方が私はいいと思いますけれども、いかがですか。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 御意見として承っておきます。先輩町長のお話もありましたけれども、それぞれ町長として独立をしているわけでありますから、私の考えで提案申し上げたわけであります。

また、大変大きな事案であるということも先ほど申し上げました。いわゆる住民参画ということもあります。あるいは協働のまちづくりということも基本構想の中にうたってございます。その中に、思い出していただきたいのでありますが、行政と住民と議会という三角形をつくって、お互いに議論し合いながら、まちづくりをするということは基本構想の中にもございますので、今回は当然のことながら住民の皆さんの委員会構成することによって、ある部分での意見が集約できるものと思っています。

例えば先ほど申し上げました婦人会の代表として出ていただいた方には、いわゆる地元、団体に戻っていただいたときに、こういう話があるんですよ、こうですということが当然委員として出てくるわけでありますから、そういうことで、代表として出ていただいた方は、いろいろな方々の意見を聞いて、委員会の場で発言をし、討論をしていただきたい。そういうことを期待をして、検討委員会条例を提案をさせていただいたので、ぜひお認めをいただいて、この検討委員会をスタートさせたいと思うので御理解をいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 12番。

12番（近藤義次君） 委員会設置に反対するわけではないんですが、その委員の選任についても、私いろいろな委員会に入ってびっくりするんですが、2年くらい委員会するうち、何も言わないで黙ってばかりいる人もいるわけですし、そのほかに署名委員になってくださいという「おれ、やんだおん、やんだおん」なんて言う人もいるような、わけのわからないのもいるわけだから、承諾書を必ずとるべきだと思いますね。委員会の委員に任命する前に、案内状を出したときに「私はこの委員会の委員をやります」というような承諾書をとって、それから任命していただきたいと思いますが、町長、いかがですか。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） お言葉であります、委嘱状を受け取っていただいた時点で自分は承諾したという行為になると思いますので、場合によっては、法人の役員の場合には承諾書等々が必要であります、こういう委員会の場合には、委嘱状なり辞令を本人が受け取った時点でその委員になることを了解しましたという意味表示だと思いますので、今回の場合には、承諾書は必要ないのではないかと。なお検討させていただきますけれども、私の考えはそうであります。

議長（米澤秋男君） 12番。

12番（近藤義次君） しかし、委嘱状をもらって、「署名委員になってくれ」と。「いや、おれ、やんがすちゃ」というようなわけのわからないことを語るのがあるわけですから、町長、現実に、やっぱり選ぶと、どうしても目立つ人間が選ばれるわけだ。座持ちな人と、大会の会議に出て自分の意見を言う人というのは全然別なわけですから、漫談語りと講演するのと座持ちいゝのとは別々なわけですから、その中でしっかりした承諾書というのが。今度の社会教育委員の選任の場合、「あなたは選ばれた場合、なりますか、なりませんか」というような調査をとられました。そういう方法も一つの方法ではないかと思うんですが、町長、いかがですか。やっぱり役ついて、町民にすれば「おれ、こういう委員になったんだおん」としゃあしゃあとして喜んでいゝ人間が多いわけですから、だからそういうのを防ぐためにも、真から加美町を考えてやる人間を選んでいただきたいと思いますので、その辺についての考え方をお尋ねいたしたいと思うのであります。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 御委嘱申し上げるなり任命を申し上げて、仮にその任期中、一回も発言をしなかったと、していただけなかったということであれば、その選任、委嘱自体が余り適当でなかったのかという判断にもなるかと思いますが、それは委嘱申し上げた方の責任も少しはあるのかなと思いますが、承諾書をいただくかどうかについては、法的な根拠とかあるいは民事的なことで可能かどうか少し検討させていただいて、いただくかどうかを決めたいと思います。以上であります。

議長（米澤秋男君） 7番。

7番(下山孝雄君) 今までの話の中で、小野田町の例が出ておりますけれども、12番議員の方がおっしゃったように、小野田町では必ずそういうふうな手法をとってきたわけではないですよ。旧小野田町で独断専行でやってきたようなわけではないんです。そのときもそういった審議会とか委員会をそれぞれ設けているいろいろなことをやってきたわけなんですけれども、ただ、小野田町の文化センターのとき、議員から委員を出せなかった、これは極めて町長の政策的な色合いの濃い事業だったわけなんです。町民も賛否両論大分ありましたし、財政的な問題もありました。ですからそういった意味でいえば、議会はチェック機能を十分働かせて取り組まなければならないということで、そのときはたしかそういったような対応をとったわけですが、普通はいろいろな委員会には議員は出るべきではないというような考え方もあるわけなんですけれども、ずっとそういったものに出て一緒に、小さな町ですから大きな懸案事項については一心同体で取り組んできたというような思いがあるわけなんです。ですから小野田町の文化センターのときの例は、またこれは別でやって、ただ、よく合併してからも町長に再三質問が出ているわけなんです。庁舎の問題について。町長は、合併して大体半年ぐらいたって落ちついてから検討委員会を、そういうような委員会をつくるというふうに言っていたわけなんですけれども、いろいろな議会の構成とか、そういった問題もあったと思うんです。だからなかなか立ち上げができなかったわけなんですけれども、今になって出てきたんですけれども、つくる、つくらないから議論してこの問題に取り組むわけですが、つくる、つくらないということの議論だったら、その後この庁舎の問題だけで終わるのではなく、機構とかそういったものに全部影響する問題だと思うんです。私たちは合併時からずっといろいろなこういう合併の事例を見て歩いても、大分庁舎問題はいろいろな場所はこちらから聞いたり、あとそちらから問題を提案させられたりしたわけなんですけれども、庁舎どうしますとか、いや、庁舎をどうしてつくるんですとか、そういったものはずっとやってきたわけなんです。いわゆるそういった責任は議会も私は持ってきたと思うんです。ですから今度の問題については住民の期待も大きいですし、議会も一丸となって取り組むべきではないかと思っております。

地域審議会の例も出ますけれども、地域審議会に対して私は余り、議会に対する関与に対しては不満を述べていたわけなんです。なぜかという、在任特例のうちに地域審議会が随分いろいろなことを具体的に出てくるというのも、またその中に議会から行った方々がその取りまとめ役をやって、事業の調整まで行っているというのは、それは議会議員としては後からの議決とかそういったものに対する制約が大きくなると思うので、一委員として結構ですから、それらにずっとかかわって、そのようなこれからの庁舎問題、いろいろ機構改革から何から全部連動しますので、私は今、賛成討論でも反対でもないですから、ちょっと質問といってもおかしいんですけれども、小野田町の例なんかを見てそういったようなことを思っておりますので、どうぞ一心同体になって取り組んでいかなければならない問題だと思って認識しておりますので、答弁といっても、どうですか。町長もそのところ考え方がありましたら。私も委員全員、何でもかんでも委員

会に入らなければならないというような認識でいるわけではないんです。そういうわけで、ただ今回の問題については、一心同体になって取り組まなければならない問題と認識しております。

議長（米澤秋男君） 7番、答弁要らないですね。

7番（下山孝雄君） いや、どうですか。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） いろいろ御意見をちょうだいいたしました。これからはいろいろな委員会とか出てくる、組織をしなければならないところがあるかと思いますが、それぞれの時点で必ず議会の議員の力、参画をしていただくということではないと思います。その審議会なり委員会なりの性格によってその都度判断をしたいというふうに考えます。

それから、私もつい旧日中新田町時代のと出ますのですが、今7番議員がおっしゃったように旧小野田町ではと出ますのでありますが、私自身に対して言い聞かせるつもりで発言をさせていただきわけでありませんが、加美町になったわけでありますから、前例は前例として受けとめても、加美町としての考え方をこれから確立をしていかなければならないのではないかというふうに思いますので、今回はこのような形で提案させていただいたということでありますので御理解いただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 3番。

3番（早坂良平君） 先ほど町長の提案理由におかれましては、建設を前提にした提案理由の説明であったということに私は理解をし、そしておのおの議員諸公の質問等においては、建設促進といわんばかりの質問のように私は聞いておったわけでございます。条例は条例の制定として、これは結構だと思いますけれども、条例の制定に建設促進まで踏み入るような発言は果たしてどんなものかと私は思っておるわけでございます。皆さんがそういう発言まで踏み込んだわけでございますから、私も一步踏み込ませていただきたいと、このように考えておるわけでございます。

現在の加美町合併してから2年経過した中で、いろいろな施設、この有効活用というものがまず前提条件だと私は認識をいたしておるわけでございます。その組織、いろいろな施設あるにもかかわらず、建設ありきというような冒頭の議員諸公の御意見、町長の理念といいますが、甚だ私は残念であると。

財政基盤がまずしっかりしていない。ことしの平成17年度の当初予算においても、町債が約28億円から補正を含めまして約32億円、公債費が26億円。支払う金が少なく、借りの金が多い、その辺の財政上のバランスがまず欠けておると、このように私なりに理解をいたしておるわけでございます。

私は、一番心配しておるのは、やっぱり健全財政であるということが私の念頭から離れない。（「議長、議題外」の声あり）議題外だと思いますけれども、言わせてくださいよ。現在、加美町におかれましては、230億円の起債を抱えておる状況の中で、町長が常に言っておる交付税措置額が約百二、三十億あるだろう

と。実質負担額が100億円ぐらいあるだろうという状況の中で、いつ財政再建団体に陥るかわからないような状況にある中で、議員諸公の話を聞きますと、国の財政が厳しい状況である、そのようにならないうちに、合併特例債を利用して一日も早く庁舎を建設したいというようなことで……

議長（米澤秋男君） 3番議員に申し上げます。議題外にも触れられておりますので……

3番（早坂良平君） 関連していますよ、これ。

議長（米澤秋男君） 簡潔にひとつ質問していただきたいと思います。

3番（早坂良平君） 簡潔にですか。簡潔にって、これは難しい。これはそんな簡単に……、じゃわかりました。

今、いろいろな施設の再点検と私言いましたけれども、きのう出されました教育委員会の資料を見ますと、宮崎・小野田中学校の生徒数が約400名を割っておる。将来は距離的に、宮崎・小野田中学校は1キロですよ、直線にいたしますと。やはり合併という言葉を考える時代になってきておる。そのときのあいた庁舎の利用ということも、これはきのうも一般質問で出ました。社会福祉の問題なり老人ホームですね、あるいは庁舎に値するような検討もしてしかるべきであると思っておるわけございまして、まだまだ多く質問したいわけございましてけれども、皆さんが余り私の話を聞きたくないようですからやめますけれども、町長の御意見をひとつ賜りたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 誤解のないようにお断りをいたしておきますが、今回の提案理由の中で、建設の是か非かも含めて諮問を申し上げるということで提案理由を説明申し上げました。それから昨日の一連の庁舎建設に関しましても、基本的には是か非かということで合併協定の中に盛り込まれておるということをお願いしました。ただ、この2年間経過した中で、私個人として本庁舎の状況を見ますと、随分町民の皆さんにも職員にも不自由をかけている面があるので、建設すべきなのかなという考えはありますということを昨日申し上げたわけではありますが、当然提案理由で申し上げましたようにゼロからスタートして、建設の是か非かから検討に入っていただくという趣旨でありますので、御理解いただきたいと思います。（「そんならいいです。わかりました」の声あり）

議長（米澤秋男君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございせんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号加美町新庁舎建設検討委員会条例の制定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号加美町新庁舎建設検討委員会条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。11時5分まで休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第62号 加美町個人情報保護条例の制定について

議長（米澤秋男君） 日程第3、議案第62号加美町個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第62号加美町個人情報保護条例の制定について説明を申し上げます。

近年の情報化社会の進展に伴い、行政の運営や民間の事業において個人情報が大量に収集され、多様な処理を経て高度に活用されております。このような個人情報の活用の拡大は、住民の利便性や社会経済活動の向上、事務の効率化といった効果をもたらしておりますが、一方では情報機器の高性能化や情報通信網の整備と相まって、その取り扱いを誤ると個人のプライバシーを著しく侵害するおそれも増してきておることも事実であります。

このような情報化の流れの中で、個人の権利・利益を保護するために情報化社会に対応した個人情報保護対策が必要となり、町では平成15年に電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例を制定し、電子計算機により処理をされる個人情報の保護を図ってまいりました。しかし近年、急速に高まりつつあるプライバシー意識に対応するためには、電子計算機により処理されている個人情報だけでなく、帳簿や台帳などいわゆる手処理により保有している個人情報についても、その収集や管理に関する基本的な事項を定め、その保護を図る必要があることから今回個人情報保護条例を制定するものであります。

本案件につきましては、昨日協議会を開催していただきまして、詳しく御説明を申し上げたところでありますが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番一條 光君。

4番（一條 光君） 4番でございます。

背景と概要につきましては、昨日の協議会の場で説明をいただきました。加美町となりましたので改めてお伺いをするわけですが、今回の条例は非常に基本的人権あるいはプライバシーにかかわる条例で、非常に微妙な条例制定でございます。憲法に照らして、あるいは関連する一般法に照らして抵触のしない状況の中でつくっていかなければならない。しかも第1章の総則から第6章の雑則まで、36条から成る条例であります。

そこでお伺いをいたしますけれども、一体こういった条例をどうやって作り上げるのか。